平成２７年（フ）第７号
大分県国東市国見町鬼籠18番地２　グループホームあじさい
債務者　長野　里美
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２７年（フ）第８号
宮崎県都城市都北町920番地29
債務者　小濱　久子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２７年（フ）第１３号
鹿児島県霧島市隼人町内山田1819番地３　グレートハピネス神宮Ｂ棟407号室
債務者　長崎　照美
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第２９号
鹿児島県志布志市有明町野井倉1619番地
債務者　猜松　義雄
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第３０号
鹿児島県志布志市有明町野井倉2179番地
債務者　猜松　裕貴
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２７年（フ）第１４号
福島県郡山市日和田町高倉字町裏54番地の３県営住宅05棟104号
債務者　西田　公一
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第２１号
富山市東石金町２番14号
債務者　石倉　雅子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２号
千葉県柏市あかね町７番１号　メゾン早川101号
債務者　堀口　一也
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５０号
沖縄県浦添市勢理客１丁目25番20号　惣慶アパート101
債務者　浜元　百代
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５３号
沖縄県豊見城市字宜保372番地１　パールハイム203号
債務者　新垣　春幸
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第５６号
沖縄県那覇市松川１丁目９番30号　新里方301
債務者　照屋　亮人
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第２８号
広島県府中市上下町上下2540番地
債務者　兒玉　　昭
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第２９号
広島県福山市神辺町字東中条2331番地10
債務者　西平　英二
1　決定年月日時　平成27年３月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月25日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２７年（フ）第１１３号
愛知県知多市新舞子東町１丁目12番地の７　グリーンパーク新舞子202
債務者　武石　勝稔
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３３号
山口市下小鯖1522、住民票上の住所山口市維新公園５丁目18番18号
債務者　倉重　和子
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９号
山口市大内御堀2239番地61
債務者　波多野真由子（旧姓尾崎）
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６９８号
名古屋市天白区平針３丁目801番地の５　スカイハイツ塚本２Ｆ号
債務者　井上真由美
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部